津市災害に伴うくみ取り業務実施要綱

平成１８年１月１日訓第７０号

改正　平成２７年３月１８日訓第９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害により本市の区域内においてくみ取り便所が浸水した場合に、当該くみ取り便所における一般廃棄物の収集運搬又は処分（以下「くみ取り業務」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

２　この要綱において「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいう。

（対象便所）

第３条　くみ取り業務の対象となるくみ取り便所（以下「対象便所」という。）は、災害対策本部長がその調査員をして被災状況を調査させた結果、災害により床上浸水し、又は床下浸水した住家に附帯したくみ取り便所で当該災害により浸水したと認めるものとする。

（災害し尿くみ取り無料券の交付等）

第４条　災害対策本部長は、対象便所があると認めるときは、その調査員をして当該対象便所を管理する者に対し、災害し尿くみ取り無料券（第１号様式 ）を交付させるものとする。

２　災害対策本部長は、前項の調査員が同項の規定による交付を行ったときは、直ちに当該交付の対象となった者（以下「被交付者」という。）の住所、氏名等について、環境部長に対し災害し尿くみ取り無料券交付報告書（第２号様式）により報告しなければならない。

（くみ取り業務の実施）

第５条　市長は、被交付者が対象便所のくみ取りを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項の許可を受けた者で市

長が適当と認めるもの（以下「処理業者」という。）に依頼したとき、又は被交付者から当該くみ取りに係る申出があったときは、処理業者をしてくみ取り業務を行わせるものとする。

（くみ取り回数）

第６条　くみ取り業務の対象となるくみ取り回数については、災害が発生した後、最初に処理業者によりくみ取りが行われる対象便所１箇所につき１回限りとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１８日訓第９号）

この訓は、平成２７年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

災害し尿くみ取り無料券

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市災害対策本部長　印

対象便所を管理する者	住　　所	
	氏　　名	
有効期限		年　　月　　日
対象便所の位置等		
くみ取りを行う処理業者名		
備考		
調査員氏名		

注　１　この券と引換えに無料でし尿のくみ取りを受けることができます。

２　この券は、交付後、最初に上記の処理業者が上記の対象便所について行うくみ取り１回に限り有効です。

第２号様式（第４条関係）

災害し尿くみ取り無料券交付報告書

年　　月　　日

（宛先）環境部長

災害対策本部長

地区調査班名		調査員氏名	
被交付者			備考
住所		氏名	